第5章　子育て支援や家庭への支援の充実

１．子どもや子育て家庭が望む教育・保育を受けることができる環境づくり

（１）量の見込みを算出する項目

	対象事業	対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園及び幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5 歳
2	保育認定①（幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	3～5 歳
	保育認定②（認定こども園及び保育所）	3～5 歳
3	保育認定③ （認定こども園及び保育所＋地域型保育事業）	0 歳、1・2 歳
4	時間外保育事業（延長保育）	0～5 歳
5	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	1～3 年生、4～6 年生
6	子育て短期支援事業 （ショートステイ・トワイライトステイ）	0～18 歳
7	地域子育て支援拠点事業	0～2 歳
8	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした 　一時預かり ・その他	3～5 歳 0～5 歳
9	病児・病後児保育事業	0～5 歳
10	ファミリー・サポート・センター事業 （就学児のみ）	1～3 年生、4～6 年生
11	利用者支援事業	0～5 歳、1～6 年生
12	妊婦健診事業	妊婦
13	乳児家庭全戸訪問事業	生後２か月の子どものいる家庭
14	養育支援訪問事業	家事や育児について、親族などの支援が受けられない家庭

◆潜在的家庭類型について

家庭類型	父母の有無や就労状況
A	ひとり親家庭
B	フルタイム×フルタイム
C	フルタイム×パートタイム（月 120 時間以上＋月 64 時間～120 時間未満）
C´	フルタイム×パートタイム（月 64 時間未満＋月 64 時間～120 時間未満）
D	専業主婦（夫）
E	パートタイム×パートタイム 双方が月 120 時間以上または月 64 時間～120 時間の一部
E´	パートタイム×パートタイム いずれかが 64 時間未満または月 64 時間～120 時間の一部
F	無業×無業

（２）教育・保育事業の充実

幼児期の教育・保育については、１ 号、２号、３号の認定区分に沿って、それぞれの量の見込みと確保量を定めます。

■提供区分と提供施設（確保の内容）

認定区分		提供施設（確保の内容）
１号	３－５歳、幼児期の教育	幼稚園、認定こども園
２号	３－５歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
３号	０－２歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

①　１号、２号認定者における教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

１号、２ 号における幼稚園入園については、今後の人口の減少を踏まえると、入園者の減少が見込まれます。

今後の動向を踏まえながら、必要利用定員総数を上回るように量の確保に努めます。

■教育

単位（人）

		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		1 号	2 号	合計	1 号	2 号	合計	1 号	2 号	合計
		3-5 歳	3-5 歳		3-5 歳	3-5 歳		3-5 歳	3-5 歳	
①量の見込み（必要利用定員総数）		1,094	171	1,265	1,055	165	1,220	1,012	158	1,170
②確保の内容	幼稚園･認定こども園	1,011	0	1,011	1,290	165	1,455	1,244	158	1,402
	認定を受けない幼稚園		500	500		0	0		0	0
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0	0

		平成 30 年度			平成 31 年度		
		1 号	2 号	合計	1 号	2 号	合計
		3-5 歳	3-5 歳		3-5 歳	3-5 歳	
①量の見込み（必要利用定員総数）		949	148	1,097	890	139	1,029
②確保の内容	幼稚園･認定こども園	1,204	148	1,352	1,166	139	1,305
	認定を受けない幼稚園		0	0		0	0
②－①		0	0	0	0	0	0

②　２号、３号認定者における教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

２号認定においては、今後の保育ニーズに対して、現在の提供量で対応することが可能であり、現状を維持し、量の確保を図ります。

３号認定においては、平成 29 年度まで利用者の増加が見込まれることから、保育園の定員増などを通じて、０歳児、１・２歳児の受入れ数の増加を図ります。

■保育

単位（人）

		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		2 号	3 号		2 号	3 号		2 号	3 号	
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		1,157	147	611	1,142	149	619	1,127	152	627
②確保の内容	認定こども園・保育所	1,166	163	613	1,166	163	623	1,216	163	653
	地域型保育事業		0	0		0	0		0	0
②－①		0	0	0	0	0	0	0	0	0

		平成 30 年度			平成 31 年度		
		2 号	3 号		2 号	3 号	
		3-5 歳	0 歳	1-2 歳	3-5 歳	0 歳	1-2 歳
①量の見込み（必要利用定員総数）		1,112	147	620	1,098	145	613
②確保の内容	認定こども園・保育所	1,216	163	653	1,216	163	653
	地域型保育事業		0	0		0	0
②－①		0	0	0	0	0	0

（３）地域子ども・子育て支援事業の充実

①　時間外保育事業（延長保育）

時間外保育事業については、平成 25 年度現在、14 園（公立５園、民間９園）で実施しており、今後の見込み量に対する十分な提供体制が確保されています。

子ども数の減少にともない、確保量も減少を見込んでいますが、質の確保に努め、事業を実施します。

単位（人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	431	430	430	425	421
②確保の内容	431	430	430	425	421
②－①	0	0	0	0	0

②　放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業については、今後の子ども数の推移にあわせてニーズ量も減少することが見込まれます。現在、事業は 16 箇所で実施しており、今後の見込み量に対して十分な提供体制が確保されています。

単位（人）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	低学年	716	723	699	668	648
	高学年	182	178	167	165	166
②確保の内容		898	901	866	833	814
②－①		0	0	0	0	0

③　子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

子育て短期支援事業は、「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」と、「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」の２種類から構成されます。

平成 25 年度現在、本市ではトワイライトステイ事業は実施していませんが、ショートステイ事業は市内６箇所で実施しており、今後の見込み量に対して十分な提供体制が確保されています。

単位（人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	181	172	166	158	151
②確保の内容	181	172	166	158	151
②－①	0	0	0	0	0

④　地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業については、平成 25 年度現在、ひろば型３箇所、センター型３箇所で実施しています。

利用率の高い事業となっていますが、認定こども園への移行も見込まれているなか、今後の見込み量に対して十分な提供体制が確保されています。

単位（人回）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	31,223	29,283	28,273	27,371	26,647
②確保の内容	6 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所
②－①	0	0	0	0	0

⑤　一時預かり事業

一時預かり事業について、幼稚園での預かり保育は今後の子ども数の推移を踏まえて、減少していくことが見込まれ、今後の見込み量に対して十分な提供体制が確保されています。

一方、その他の一時預かりは、利用ニーズが高い事業であり、今後も利用者の増加が見込まれます。そのため、今後も実施箇所数の増加を見据えて、見込み量の確保に努めます。

単位（人日）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
幼稚園での預かり保育	①量の見込み	6,080	5,864	5,624	5,276	4,949
	②確保の内容	6,080	5,864	5,624	5,276	4,949
	②－①	0	0	0	0	0
その他の一時預かり	①量の見込み	7,792	7,859	8,010	8,078	8,170
	②確保の内容	7,792	7,859	8,010	8,078	8,170
	②－①	0	0	0	0	0

⑥　病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業については、今後の子ども数の減少にあわせ、利用ニーズも減少することが見込まれます。現在、１箇所で実施しており、今後の見込み量に対して十分な提供体制が確保されています。

しかし、重要な事業でもあることから、今後、医療機関や関係機関と連携・調整を図り、質の確保に努めます。

単位（人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	492	469	452	429	410
②確保の内容	492	469	452	429	410
②－①	0	0	0	0	0

⑦　ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

ファミリー・サポート・センター事業については、平成 25 年度現在、１箇所で実施しており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保されています。

単位（人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	118	115	109	104	100
②確保の内容	118	115	109	104	100
②－①	0	0	0	0	0

⑧　利用者支援事業

利用者支援事業については、市役所窓口をはじめ、子育て支援センターなど、これまでの主な窓口を活用し、専門相談員の配置に努め、量の確保を図ります。

単位（箇所）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保の内容	3	3	3	3	3
②－①	0	0	0	0	0

⑨　妊婦健診事業

妊婦健診事業について、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保されています。

単位（人回）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	9,730	9,464	9,156	8,848	8,736
②確保の内容	9,730	9,464	9,156	8,848	8,736
②－①	0	0	0	0	0

⑩　乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業について、量の見込みは増加傾向を示していますが、全体的に子ども数が減少していくことを考慮して、現状の提供体制により、今後のニーズに対応します。

単位（人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	750	755	760	765	770
②確保の内容	750	755	760	765	770
②－①	0	0	0	0	0

⑪－１　養育支援訪問事業

養育支援訪問事業については、実施者数が少数であり、今後の見込み量に対して十分な提供体制は確保されています。

単位（人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	9	9	9	10	10
②確保の内容	9	9	9	10	10
②－①	0	0	0	0	0

⑪－２　子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性を強化するための取り組み、ケース記録や進行管理台帳の電子化などを通じて、ネットワーク関係機関の連携を強化する事業です。

⑫　実費徴収に係る補足給付を行う事業

支給認定保護者のうち、その世帯の所得の状況その他の事情を勘案して、その子どもが特定教育・保育などを受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に必要な費用や行事への参加に要する費用、その他これらに関連する費用を全部または一部を助成する国の事業です。

⑬　多様な主体の参入促進事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究をはじめ、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置等を促進する国の事業です。

（４）放課後子ども総合プランの実施

①　放課後子ども教室の実施目標

平成 27 年度から、すべての小学校で放課後子ども教室の実施をめざします。

単位（箇所）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実施小学校	14	14	14	14	14

②　放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的な実施に係る目標

平成 28 年度から、すべての小学校での一体的な実施をめざします。

単位（箇所）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
一体的な実施	2	14	14	14	14

③　放課後子ども総合プランの具体的な実施方法

１）放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的な実施

留守家庭児童会児童の放課後子ども教室への参加方法や、一体的に実施する場合の共通プログラムづくりへの放課後児童支援員等の参画方法、放課後子ども教室の運営における放課後児童支援員等の役割などについて、放課後子ども教室の関係者と学校関係者、放課後児童支援員等により検討を進め、平成 28 年度からの一体的な実施をめざします。

２）小学校の余裕教室の活用

市の留守家庭児童会については、入会する児童数に応じて専用のスペースを学校内に確保しています（白鳥校区は白鳥児童館で実施）。放課後子ども教室は特別教室や体育館、校庭等の多様なスペースを一時的に利用して、プログラムを実施しています。各放課後子ども教室の実行委員会には学校長等も参画しており、引き続き学校と連携して余裕教室の活用を図ります。

３）運営委員会の設置

現在、放課後子ども教室の関係者や学校関係者、PTA 関係者、社会教育関係者、留守家庭児童会関係者及び行政関係者等により「放課後子ども教室運営委員会」を設置しています。当該運営委員会を段階的に放課後子ども総合プランの運営委員会へと移行します。

４）総合的な放課後対策の協議

総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議を行います。

２. さまざまな家庭が安心して子育てを行うことができる環境づくり

（１）仕事と家庭生活の調和に向けた取り組みの推進

施策の方向

●働きやすい環境づくりの推進

男性の育児参加の促進や多様な働き方の実現に向けて、育児・介護休業制度の普及・啓発をはじめ、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及に向けた周知啓発に取り組みます。

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
事業主への広報啓発事業	育児休暇等の取得、子育て期間中の短時間勤務などの企業風土や職場環境の整備推進への呼びかけに努めます。	産業振興課	継続
男女共同参画社会の実現に向けた「男女共生セミナー」事業【再掲】	男女共同参画社会の実現に向け、性別による固定的役割分担意識を見直し、家事労働の理解を図るとともに、男性の家事・育児への参画や親子（家族）のコミュニケーションにより、家族の絆を深めることを目的に実施します。	人権推進課	継続
ワーク・ライフ・バランスの広報啓発事業【再掲】	国や府と連携し、ワーク・ライフ・バランスの啓発を企業及び労働者に対し行い、普及に努めます。	産業振興課	継続

（２）多様な家庭への支援（羽曳野市母子家庭等自立支援計画）

施策の方向

●ひとり親家庭に対する相談体制の整備

母子・父子自立支援員を中心に、関係相談機関との連携を強化し、相談体制の整備・充実を図ります。

●ひとり親家庭への子育て支援

安心して子育てと仕事が両立できるよう、必要に応じた日常生活への支援や、多様な保育サービスを提供します。

●ひとり親家庭の自立促進に向けた支援の推進

母子家庭等が自立した生活をいとなめるように、必要に応じた経済的な支援や、関係機関と連携しながら就業支援体制を構築し、就労支援を推進します。

●障がいのある子どものいる家庭への支援策の推進

障がいのある子どものいる家庭に対する相談支援をはじめ、子どもの居場所づくりなどを推進し、支援に努めます。

●日本に住む外国人の子どもと保護者への生活支援

日本に住む外国人の子どもや保護者が安全に安心して子育ち・子育てを行うことができるよう、市民ボランティアの参画を得ながら、外国語による情報提供をはじめとする生活支援や異文化理解の促進、日本に住む外国人に対する教育の取り組みを進めます。

●生活困窮世帯とその子どもへの支援

「貧困の連鎖」を生まないために、庁内外の関係機関との連携を強め、貧困世帯への生活支援、保護者への就労支援、子どもへの学習支援などの事業を総合的に推進します。

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
ひとり親家庭等に対する相談体制事業	ひとり親家庭等の自立に必要なさまざまな情報を提供するとともに、指導や助言、職業能力の向上や求職活動を促すため、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課	継続
児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の児童を監護している母・父または両親に代わって養育している人や、政令で定める程度の障がいの状態にある児童を監護している母・父に対し、所得に応じた手当（月額）を支給します。	子育て支援課	継続
母子家庭等自立支援給付事業	ひとり親家庭の母・父が、安定した雇用・収入を得られるよう、自立のための資格取得や教育訓練への給付金事業（高等職業訓練促進給付金等・自立支援教育訓練給付金）を実施します。	子育て支援課	新規
ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の母・父などに対して、保険診療にかかる医療費の自己負担金の一部と入院中の食事代の自己負担金を助成します。	保険年金課	継続
ファミリー・サポート・センター事業【再掲】	子育ての援助をしてほしい人（依頼会員）と子育ての援助をしたい人（協力会員）とが相互援助活動をする会員組織による子育て支援を行うため、協力会員の地域でのネットワークの構築に向けた交流会の充実をはじめ、子育てに関する講座や研修の開催、協力会員の増員につながる広報活動などを行います。また、ひとり親家庭等が利用する場合は、援助を行いたい会員を優先して調整します。	子育て支援センターふるいち	継続
病後児保育事業【再掲】	病気回復期にある入院治療の必要のない児童が、保護者の就労や傷病、事故、出産、冠婚葬祭などの社会的な理由により、家庭での養育が一時的に困難になった場合、児童を一時的に保育する事業を行います。	子育て支援課	継続
ショートステイ事業（子育て短期支援事業）【再掲】	児童の保護者が社会的な理由及び身体的もしくは精神的理由により、家庭での児童の養育が一時的に困難になった場合、児童福祉施設で児童を一時的に預かり、養育の支援を行います。	子育て支援課	継続

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
一時預かり事業【再掲】	保護者の継続的・短時間就労などや、専業主婦家庭などの育児疲れ、急病や入院などにともなう心理的・肉体的負担を解消するために実施します。また、教育・保育ニーズへの対応に向け、幼稚園における預かり保育の拡充も検討します。	子育て支援課	拡充
延長保育事業【再掲】	保護者の就労形態の多様化などにともなう保育時間の延長に対するニーズに対応できるよう、延長保育を実施します。	子育て支援課	継続
放課後児童健全育成事業【再掲】	放課後に就労や疾病等により保護者が家庭にいない小学生児童に対して、その安全を守り、遊びや異年齢との集団生活を通じて、健康で自主性や社会性を備えた豊かな人間性を育て、児童の健全育成をめざします。	社会教育課	継続
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の母・父、寡婦に事業開始、事業継続、就職支援、医療介護、技能習得、生活、転宅、就労支度、修学、修行、結婚など、13 項目についての資金の貸付を行います。	子育て支援課	継続
ひとり親家庭等への就労支援事業	就労による自立ができるよう、ハローワークや国、大阪府との連携を強化しながら、資格の取得・就労条件の改善などに向けて、情報提供などを行います。	子育て支援課	継続
障がい児福祉手当事業	常時介護を必要とする在宅の 20 歳未満の重度の障がいのある児童に、福祉の増進を図ることを目的として手当を支給します。	福祉支援課	継続
障がい児タイムケア事業	障がいのある学齢期の児童を対象に、保護者が就労・病気等の理由により不在、または家庭で介護できない場合、その児童の活動の場を提供します。	福祉支援課	継続
日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や介護している家族の一時的な休息等を支援します。	福祉支援課	継続

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
大阪府藤井寺保健所で実施する専門相談啓発事業【再掲】	大阪府藤井寺保健所で実施されている障がいのある子ども、小児慢性特定疾患のある子どもなどの療育支援に関する各種相談事業や講習会など、広報「はびきの」を通じて、広く広報するとともに、乳幼児健康診査など、健康増進課（保健センター）における各種相談事業とあわせて積極的な啓発を行います。	健康増進課	継続
国際交流を行う市民活動団体支援事業	外国人が日常生活を安心して、快適にすごすことができるよう、互いの社会や文化、生活習慣の理解・協調をめざした日本語教室や交流事業などの活動を支援します。	市民協働ふれあい課	継続
生活困窮者自立相談支援事業	自立相談事業所において、生活困窮世帯からの相談及びアセスメントを通じて各世帯にあった支援計画を作成し、子どもを含めた世帯への包括的支援を行います。また、自立相談事業所を軸に児童福祉関係者、教育関係者などとの支援のためのネットワークづくりを行います。	福祉総務課	新規
生活困窮世帯の子どもの学習支援・居場所づくり事業	生活保護世帯も含めた生活困窮世帯の子どもの学習支援・居場所づくり事業を地域の大学関係者、ボランティア、NPO 等との連携も活用して推進します。	福祉総務課	新規

（３）家庭・地域における子育て力・教育力の向上

施策の方向

●子育て親育ち支援の充実

育児不安の広がりや、親として育っていくことが難しくなってきている社会状況を踏まえ、関係機関が連携して子育て親育ち支援につながる各種講座や学習会を開催します。

●地域社会における教育力の向上

各種団体が連携しながら、団体活動が促進されるよう、支援に努めます。また、各事業への多くの人の参加が可能となるよう、環境の整備・充実を図ります。

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
子育て親育ち支援学習事業	養成講座を修了した親学習リーダーがファシリテーターをつとめ、一人ひとりの親を勇気づけ、自信をもてるよう支援するとともに、人間関係づくりも進めます。 また、子育て親育ちの支援を進める庁内関係部署とも連携して親学習事業を展開します。	社会教育課	新規
PTA 活動支援事業 【再掲】	子どもの健全育成や学校・家庭・地域との連携を推進する PTA の指導者養成や各種子育て支援事業の研修会などを実施するとともに、教職員とのさまざまな情報共有を行い、子どもとともに学び成長できる学校づくりを進めます。	社会教育課	継続
青少年健全育成推進協議会支援事業 【再掲】	各校区の青少年健全育成推進協議会及び市青少年健全育成推進協議会と連携を図り、地域社会が一体となった青少年の健全育成に取り組みます。	社会教育課	継続
青少年指導員連絡協議会支援事業 【再掲】	学校や自治会など関係機関、地域団体と連携をとりながら、青少年の健全育成事業・啓発活動・青少年に有害な環境浄化活動を行う青少年指導員の活動を支援します。	社会教育課	継続

３．子どもの権利や子育て家庭が守られ、安心して子どもが育つ環境づくり

（１）子どもの権利擁護への支援

施策の方向

●子どもの権利条約の研究

子どもの権利条約に規定されたすべての権利が保障されるとともに、その権利の侵害などが規定され、回復や保障の措置がとられるよう、子どもの権利保障に関する基本条例や権利侵害などを監視する第三者機関として「子どもの人権オンブズパーソン※」について研究します。

●地域における子どもの権利擁護の体制づくり

学校において、子どもの権利条約の学習を促進するなど、権利主体としての自覚をはぐくむ取り組みを行います。また、学校・家庭・地域における日常生活において、子どもの権利を擁護するための取り組みを推進するとともに、権利の侵害や回復に対して、適切な対応をとるための体制づくりを検討します。

●子どもと子育てに関わる施策の総合的・統一的な推進

行政内部においては、保健、医療、福祉、教育など、子どもと子育て支援に関わる関係各課が連携することをはじめ、大阪府や関係機関などの連携もより一層強化し、総合的・統一的な施策の推進を図ります。

※オンブズパーソン：市民の権利利益を守る代理人として、行政に対する苦情を調査し、行政の改善及び監視をする任務をもつ人。

（２）障がいのある子どもやその家庭への支援

施策の方向

●障がいの早期発見、早期療育の推進

定期健康診査や大阪府藤井寺保健所の療育相談を通じて、障がいの早期発見、早期療育に向けた取り組みを引き続き行っていくとともに、フォロー体制の強化を図ります。

●障がいのある子どもの健全な発達支援

障がいのある子どもの「特別の養護についての権利」を尊重するため、国内法制度に基づく必要かつ適切なあらゆる措置をとり、その健全な発達を支援します。

●障がいのある子どもの社会参加の促進

障がいの理解に関するノーマライゼーションからインクルージョン※への理念の展開などを踏まえ、障がいのある子どもの社会参加を促進するとともに、障がいの有無にかかわらず、ともに育ち合い、暮らしていくことのできる地域づくりを推進します。

※インクルージョン：困難を感じているすべての子どもたちに対して、常に多様な教育が行われているという教育形態。

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
乳幼児健康診査事業 【再掲】	４か月児、１歳６か月児、３歳６か月児に対する健康診査を実施し、乳幼児の心身における疾病や異常の早期発見及び健全な発育・発達を促すことにより、健康の保持増進と保護者の育児不安の軽減を図ります。また、対象者の全員把握をめざします。 医療機関に委託している乳児一般健康診査、後期健康診査の受診率向上をめざすとともに、支援の必要な人については、医療機関と連携し早期対応できるよう努めます。	健康増進課	継続
すくすく健診・相談事業 【再掲】	乳幼児健康診査などの結果、経過観察が必要と判断された乳幼児に対して、内科診察や発達相談を実施します。	健康増進課	継続

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
地域療育等支援事業	羽曳野市、松原市、藤井寺市で暮らす０歳から18 歳までの発達が気になる子どもとその家庭に対し、四天王寺悲田院通園施設のスタッフが相談を受けたり、保育園・幼稚園・学校を訪問します。	子育て支援課	継続
四天王寺悲田院児童発達支援センター運営事業	羽曳野市、松原市、藤井寺市で暮らす心身の発達に課題のある０歳から６歳までの就学前児童に対し、保育や訓練を行います。	子育て支援課	継続
障害児通所支援事業	障がいのある児童を対象に、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの集団生活への適応訓練や児童の放課後等の居場所づくりを推進します。	子育て支援課 福祉支援課	継続
特別支援教育推進事業 【再掲】	すべての子どもたちがともに学び、ともに育つノーマライゼーションの実現に向け、通常学級に在籍している「発達障がい」などの特別な教育的ニーズを有する幼児・児童・生徒への適切な支援を充実するため、特別支援教育の基盤整備として今後も校内委員会の設置、個別の指導計画の作成、コーディネーターの指名などの体制づくりに関わる研究を進めます。	学校教育課	継続
障がい・難病児等の療育システム推進事業	大阪府藤井寺保健所では羽曳野市、松原市、藤井寺市で暮らす身体障がいのある子ども、小児慢性特定疾患のある子どもなどの適切な療育を確保するため、言語聴覚士・作業療法士などが専門的な相談・訪問を行います。本市においても保健所と連携して、療育システム事業を啓発します。	健康増進課 子育て支援課	継続
相談支援事業	障がいのある人の福祉に関する相談に応じるとともに、虐待の防止や早期発見に向けた関係機関との連絡調整や、権利擁護のために必要な援助を行います。	福祉支援課	継続
特別児童扶養手当支給事業	20 歳未満で一定の障がいの状態にある児童を監護している父母、または父母に代わって児童を養育する人に特別児童扶養手当を支給します。	子育て支援課	継続

（３）児童虐待防止のネットワーク化の推進

施策の方向

●児童虐待防止のための啓発活動とネットワークの充実

既存の児童虐待防止ネットワークのより一層の充実を図るとともに、地域における子育て支援のネットワークを構築し、子育てサークルの拡充や、民生委員・児童委員・主任児童委員などを中心とした子育て支援活動を展開し、子育て不安への対応を図るなど、児童虐待の未然防止につながる活動を促進します。また、子育て支援のネットワークをより一層充実させるとともに、保健、医療、福祉、教育など、子どもの成長や生活に関わる関係機関・団体などとの連携をより一層強化します。

●児童虐待への早期対応と相談援助体制の整備

地域ネットワークを中心とした児童虐待の防止のための体制を構築するとともに、児童虐待が疑われるケースへの早期対応のため、家庭児童相談の体制・機能をより一層強化し、子ども家庭センターとの相互補完体制のもとで専門的相談援助活動を進めます。必要な場合には、児童虐待が疑われる子どもの保護を図る仕組みを整備するなど、虐待の進行を防ぐための体制づくりを進めます。また、子どもに対する心理的な虐待でもあるDV（ドメスティック・バイオレンス）※も増加しつつあることから、児童虐待とあわせてDV被害者への援助体制を構築します。

●被虐待児へのケアと家庭に対する養育環境の改善

虐待をはじめ不適切な養育を受けている子どもの心の傷を一層深めることや、対応する保護者や教職員がバーンアウト※することを防ぐため、被虐待児のケアと家庭に対する養育環境の改善に向けた仕組みを構築します。

※DV（ドメスティック・バイオレンス）：広い意味では、家庭という私的な領域内で、強者から弱者に加えられる暴力をいう。日本では通常、夫婦や恋人など親密なカップル関係の中で生じる暴力行為をさす。

※バーンアウト：燃え尽きるという意味で、心身のエネルギーが尽き果てた状態をさす表現。それまで一つのことに没頭していた人が心身の極度の疲労によって、ある日突然、燃え尽きたかのように意欲を失い、社会に適応できなくなってしまうことを「バーンアウトシンドローム」（燃え尽き症候群）という。

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	児童虐待への早期発見ならびに迅速な対応を図るため、大阪府子ども家庭センターをはじめ、保健所や警察など、計 19 機関で構成する連絡会や処遇検討会などを開催し、専門的な援助を必要とする困難事例などへの支援体制の充実を図ります。	子育て支援課	継続
要保護児童対策地域協議会事業	子どもや家庭を取り巻く環境が著しく変化するなか、各関係機関が連携し、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を図ります。また、さらなる関係機関・団体との連携強化を図り、機能の充実を図ります。	子育て支援課	継続
虐待予防のための啓発活動推進事業	市民への虐待に関するリーフレットの配布や広報「はびきの」への掲載、講演会や市民フォーラムなどを開催し、虐待予防に向けた広報活動を積極的に推進します。	子育て支援課	継続

（４）安全・安心なまちづくりの推進

施策の方向

●安全な通学路の確保

子どもが安心して通園・通学できるよう、安全な通学路の確保・整備に取り組みます。また、防犯に対する市民意識を喚起し、防犯意識の向上を図ります。

●学校事故、事件の防止

学校の教育活動中に、事故などが起こらないよう、一層の安全対策に取り組みます。

●子どもの生活環境における安全確保

公園などにおける遊具の安全性の確保に取り組みます。また、ため池や河川などにおける事故の防止についても対策を推進し、子どもの生活環境の安全確保を図ります。

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
登下校時の安全対策等事業	引き続き、学校・家庭・地域の連携強化と地域内の交流促進を基盤として登下校時の安全対策を進めます。地域住民や団体が主体的に取り組んでいる各校区の安全見守り隊や青色防犯パトロール車の運行、「子ども 110 番の家」の取り組みが円滑に進むよう、必要な支援や調整業務を行います。	社会教育課	継続
通学路の安全点検等実施事業【再掲】	警察、学校長ならびに教育委員会とともに、定期的に校区を決めて通学路の安全点検を実施し、安全な通学路の環境づくりに努めます。	道路公園課	継続
安全・安心マップ作成事業【再掲】	小学生の子どものいる保護者と学校との協働により、通学路の安全点検を実施するとともに、保護者と学校との情報共有を図るため、安全・安心マップを作成します。また、地域と連携し、子どもたちの安全確保に努めます。	学校教育課	継続
防犯機器貸与事業【再掲】	新年度に公立小学校に新たに入学する児童に対して、その登下校時の安全を図るため、防犯ブザーを無償で貸与します。	教育総務課	継続

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
子どもの交通事故ゼロ運動事業	子どもにやさしい交通環境づくりのため、行政、警察、学校、地域、団体などの一体的な交通安全運動を展開し、それぞれの校区や地域ごとに交通安全の諸活動を実施し、子どもの交通安全意識を高めます。	道路公園課	継続
防犯灯事業	放課後及び夜間の登下校時の子どもの安全を図るため、町会や自治会で設置された防犯灯の電気代などの維持管理を行う助成または補助を行うとともに、防犯灯の増設を図ります。	危機管理室	継続
学校生活安全確保事業	小学校生活の安全などを図るため、安全管理員の配置を行い、登下校時の安全確保を図るとともに、学校への不審者の侵入を防ぎます。	教育総務課	継続
学校施設の耐震化事業	小中学校の耐震事業は、建物の耐震化が平成27年度末に耐震化率100%に到達する見込みですが、平成28年度以降は、非構造部材の耐震化に着手して、引き続き学校施設の安全性の向上を図ります。	教育総務課	継続
幼稚園・小学校施設改善整備事業	学校及び園の施設等の安全性を確保するため、定期的な点検に努め、危険性を考慮した上、計画的な購入及び修繕を図り、事故を未然に防止します。	教育総務課	継続
幼稚園・保育園の耐震化事業【再掲】	幼稚園・保育園の耐震化を進めます。	教育総務課 子育て支援課	新規
学校園エアコン設置の調査研究	エアコン設置の事業手法や費用対効果等を調査研究します。	教育総務課	新規

≪主な事業≫

事業名	内　容	担当課	方向性
小学校給食事業	小学校における安全で安心な学校給食の一層の充実を図ります。日本各地の郷土食や世界各国の料理、地元食材の活用など、学校給食による食育を考慮した献立づくりを進めるとともに、給食センターのみならず、食材製造・納入業者とともに、衛生管理の向上を図ります。	教育総務課	継続
中学校給食事業	中学校給食では、国産の食材を優先し使用するなど、食の安全に努めます。また、調理場の衛生管理を徹底し、放射性物質検査なども定期的に実施します。今後も成長著しい中学生に、安全で栄養バランスの行き届いた給食を提供します。	教育総務課	継続
子どもの遊び場安全点検事業【再掲】	市内の公園の遊具や公園施設の点検、樹木の剪定など、安全点検や巡回を定期的に行い、子どもの遊び場の安全確保に努めます。	道路公園課	継続
防災体制整備事業	防災緊急時における対応の強化を図るため、市民及び町会を対象に防災訓練を定期的に行います。また、市内全世帯に対し避難所や緊急時の対応について記載された防災ハザードマップや防災ハンドブックの配布などを行います。	危機管理室	継続
災害備蓄物資整備事業	大規模災害時における食糧供給を迅速に行うため、小学校や公共施設に備蓄倉庫を設置して、食料（アルファー米など）を備蓄します。	危機管理室	継続
大阪府安全なまちづくり協議会事業	府民が安全・安心に生活できる社会の実現をめざし、大阪府安全なまちづくり協議会に参画し、安全なまちづくりに関する取り組みの推進や犯罪による被害の防止などに取り組みます。	危機管理室	継続
感染症対策事業	インフルエンザなどの感染症対策の充実に取り組みます。	健康増進課 関係各課	継続
子どもの事故予防強化事業	子ども（特に乳幼児）の事故に対し、保護者等に対する意識啓発を行うことで子どもの事故の予防を図ります。	健康増進課	継続